

2025 年 8 月 27 日

京都地方労働組合総評議会

事務局長 柳生 剛志

2025 年度京都府最低賃金の改正決定(答申)について

本日、京都府最低賃金審議会(以下、地賃)は、京都府最低賃金について、時間額を 64 円引き上げ、1,122 円とすることを答申した。

B ランクのトップである京都が、労働者の生活改善には不十分な額ではあるものの、中央最低賃金審議会(以下、中賃)の目安答申を「+1 円」上回ったことは、画期的な到達である。

しかし、本答申額は、「京都最低生計費試算調査結果 2025 年 4 月アップデート版」において、20 歳代の単身労働者が京都市内で普通に生活するには「時給 1,900 円以上必要」であるという、調査結果からもほど遠い金額であることから、京都総評は審議会に対し異議申出を行うものである。また、発効日について、11 月 21 日へ遅らせることについて、一刻も早く賃金改定を全労働者に届けることが求められているもとで、承服しがたいものである。いたずらに中央目安答申が協議の取引材料へ誤導した責任は、容認できない。

京都総評は、地賃に対し、三年連続で 1 万筆を超える最賃の引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める署名を提出し、本審議会の関係当事者の意見聴取でも、最賃近傍労働者の実態を陳述し、最賃の大幅な引き上げと中小企業支援策の抜本的拡充を強く求めてきた。こうした取り組みも本答申に結実したものと評価する。

答申では、昨年が続いて「中小企業・小規模事業者を対象とした税の減免や社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的負担に係る軽減措置など賃上げの原資の確保につながる直接的な支援策を行政として実施するよう、政府に対し強く要望する」としたことは、京都総評が求める賃上げに伴う中小企業支援策と通底するものである。また、「業務改善助成金について設備投資や人材育成投資等を伴わなくても活用できる等要件緩和を行うこと」とし、「賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等」を要望したことも重要である。さらに、本年度の骨太方針で示された「「中小企業・小規模事業への大胆な後押し」については「最低賃金に関わる事業者を一者たりとも取りこぼさない、賃金上昇で受ける経営的負担に対する直接的な実効ある大胆な支援を必ず実行されることを政府に強く要望する」と示されたことを、政府は正面から受け止め、誠実に応えるべきである。同時に、昨年が続いて、地域間格差による労働力流失に対する対策を中賃に求めたことは、全国一律最低賃金の必要性の証左であり、速やかな法改正を求める。

京都総評は、労働者の生活改善及び地域経済活性化の立場から引き続き、最賃の大幅引き上げと全国一律の制度、実効性のある中小企業支援策の具体化を強く求めるものである。

以上